



地域づくりを仕事に！

10月1日から地域の中で協同労働が始まります

# 全国初！協同労働の相談窓口を設置

令和4年9月30日  
京丹後市役所

令和4年10月1日から労働者協同組合法が施行され、地域の需要や課題に応じた多様な事業に取り組む「労働者協同組合」の設立が可能となる中、市では、協同労働の推進や、労働者協同組合の設立や運営の支援を目的に、市民を対象とした相談窓口を設置しますのでお知らせします。

## 1 概要

- (1) 名称 きょうたんご協同労働相談窓口  
(電話：0772-69-1050、メール：chiikicom@kyotango.city.lg.jp)
- (2) 期間 令和4年10月3日（月曜日）開始
- (3) 時間 開庁日の8時30分～17時15分
- (4) 場所 京丹後市役所峰山庁舎1階 地域コミュニティ推進課内
- (5) 内容 ① 相談応対（助言、アドバイス等）  
・協同労働を進める上での悩み事  
・労働者協同組合の設立や運営における課題  
② 個別面談  
③ 他地域の事例や各種制度の紹介
- (6) 応対 ○ 地域コミュニティ推進課の職員が相談員となる  
○ 専門的な知識を必要とする相談事項は専門機関と連携して対応

## 2 協同労働の推進に関する本市の取組み

本市では、全国の自治体に先駆け、令和3年度から研修会や個別相談会を開催。今年度は、7月には個別相談会、8月11日にはまちづくり研修会を行ったほか、9月14日から3回シリーズでまちづくり講座を開催しています。

## 3 問い合わせ

市長公室 地域コミュニティ推進課（TEL：0772-69-1050）

【労働者協同組合法】令和2年12月議員提案された法案が全党・全会派一致で可決されたもので、農地山林の保全活用、海岸の環境保全、高齢者の見守り、子育てや教育、買い物、移動支援など、活力ある持続可能な地域社会の実現に向け、地域特有の課題解決をビジネスとして展開できる新たな非営利法人「労働者協同組合」の設立が可能になる。

相談窓口の看板意匠（地域コミュニティ推進課のカウンター付近に設置）

地 域 づ く り を 仕 事 に す る



SDGs 京丹後市  
未来都市 KYOTANGO CITY



協同労働  
相談窓口